刑　事　訴　訟　法

（50 点）

令和４年 11 月、甲市内の山林でＡの死体が発見されたことから捜査が開始され、Ａの仕事仲間でありＡと始終行動を共にしていたＸ及びＹが逮捕された。Ａの遺体を鑑定した医師は、Ａの死亡日を同年９月下旬から 10 月初旬ころと推定した上、「遺体にあった頭蓋底骨折は脳障害を引き起こして死亡の原因となりうるものであるが、遺体が高度に白骨化しているため正確な死因は不明である。」とした。Ｙは、「９月 29 日の夜にＸ及びＡと一緒にＸのアパートで飲酒した際に３人の間で喧嘩になり、ＸがＡに暴行を加えたところＡが動かなくなったので、同日の深夜、Ｘと共にＡを運んで山林に遺棄した。」旨供述したが、Ｘの暴行行為の態様や暴行へのＹの加功の有無に関する供述は変遷を重ねた上、最終的にＹが供述した暴行態様はＡに頭蓋底骨折を生じさせるとは考えにくいものであった。Ｘは、暴行については一切黙秘しており、Ｙと共にＡを遺棄したことを概括的に認める供述をするのみであった。また、ほかに同日夜のＸらの動向を目撃した者はいなかった。なお、Ｘのアパート居室（乙荘１階５号室）からは、Ａのものと確認できる血痕等は検出されなかった。

Ｘは、Ａに対する傷害致死及び死体遺棄の各公訴事実により起訴された。起訴状における傷害致死の公訴事実（以下「本件公訴事実」という）の記載は次の通りである。

「被告人は、単独で又はＹと共謀の上、令和４年９月 29 日夕刻から翌 30 日未明までの間に、甲市…〔中略〕…のアパート乙荘１階５号室又はその周辺において、被告人又はＹあるいはその両名において、Ａに対し、その頭部等に手段不明の暴行を加え、同人に頭蓋底骨折等の傷害を負わせ、よって、同人を頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害又は何らかの傷害により死亡させた。」

問　本件公訴事実による起訴の適法性について論じなさい。